

## ●担い手との意見交換実施状況（令和3年度）

令和4年4月

（公財）三重県農林水産支援センター

農地中間管理事業に係る農業者等との意見交換については、県、市町、JA等の協力を得ながら、担い手を対象として県の地域事務所ごとに設置された「農地中間管理事業推進チーム」とともに、当センター（機構）が地域に出向き、事業活用の説明・啓発と併せて、事業の円滑な実施に向けた課題や要望等について意見交換等を実施しました。

また、連携協定に基づいて担い手農業者（農業法人会、稲作経営者会議、指導農業士、青年農業士、農村女性アドバイザー、担い手ネットワークの各代表者）との意見交換会を開催するとともに、役員会等の場に出席し、意見交換や情報交換を実施しました。

### \* 令和3年度実施状況

期間	開催回数	備 考
周年	244回	・各地域の担い手（集落や個別）との意見交換含む ・代表的な意見交換の概要は別紙のとおり

(別紙)

### 担い手農業者との意見交換（結果概要）

開催日	参加者	主な意見	令和3年度以降の改善点や対応
令和3年 7月8日	三重県稲作経営者 会議役員会 役員、県、機構  参加者数：9名	<ul style="list-style-type: none"><li>・農地中間管理事業の制度がまだまだ出し手や受け手に浸透していない。また、制度は知っていても茶畑等の畑地が対象となることは知らない人が多い。</li><li>・耕作放棄地について機構で借り受けて維持管理しながら担い手を探してほしい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・農地中間管理事業制度について、特に出し手の認知度が低いと認識しており引き続き関係機関と連携して地域の話し合いの場等へ積極的に参加するとともに農家を対象とした広報誌等を活用する等により周知を図っていきます。</li><li>・令和4年度から遊休農地の解消に向けた国の予算が確保されたことから、簡易な整備で解消が可能な遊休農地については、当機構でも解消に向けて取り組んでいくこととしています。</li></ul>
令和3年 11月2日	担い手農業者(指 導農業士、青年農 業士、農村女性ア ドバイター、担い手ネ 트워크、農業法人会、 稲作経営者会議の 各代表者)、農業会 議、農政局、県、機 構  参加者数：24名	<ul style="list-style-type: none"><li>・零細の自作農家の場合、担い手に該当しないことから農地中間管理事業で借り受けることができず、集落で集約化を進める上で支障が生じている。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年度の法律改正により市町村が「地域計画」(人・農地プラン)を策定した地域の農地については、原則、農地中間管理事業で借り受けて集約化を積極的に進めていくこととなりましたので関係機関と連携しながら取組を進めていきます。</li></ul>